

草津町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を次のように定める。

令和3年8月1日

草津町長 黒岩 信忠

草津町要綱第2号

草津町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の交通事故の未然防止、安心安全な交通社会の実現を図ることを目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するため、草津町高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。

(2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により全ての免許の種類を申請し、免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、自らが所有する運転免許証の自主返納をした者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本町に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者

(2) 運転免許の自主返納時に65歳以上であること。

(3) 申請による運転免許の取消しに関する事務処理要領（平成24年群本例規第11号（免）群馬県警察本部長通知）に基づき、群馬県公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」（以下「運転免許の取消通知書」という。）の交付を受けていること。

(4) 町税に滞納がないこと。

(事業内容)

第4条 町長は、対象者に対して、次に掲げる支援を1回限り行うものとする。

(1) 草津町で使用できる商品券、巡回バスで使用できる回数券の合計11,000円分（以下「支援品」という。）

(2) 上記支援品は、運転経歴証明書申請代を含む。

(交付申請)

第5条 前条に規定する支援品の交付を受けようとする者は、所定の申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請による運転免許の取消通知書

(2) 失効した運転免許証の写し又は生年月日を確認できる書類の写し

2 前項の申請は、運転免許の取消の日から1年以内（当該期日の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで。）に行わなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

3 申請にあたり、第1項第1号または第2号の書類を紛失した場合は、別記様式第2号を添付し申請できるものとする。

(支援の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、所定の決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 町長は、受給者が偽り又は不正の手段により本事業を受けたときは、その決定を取消し、交付された支援品の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する

この要綱は令和3年8月1日から施行する

草津町高齢者運転免許証自主返納確認申請書

草津町長 様

申 請 者

住 所	〒 ー	草津町大字				
フリガナ 氏 名	----- 印			電話 番号		
生年月日	年 月 日	年齢	満 歳	性別	男・女	

草津町高齢者運転免許証自主返納事業を受けるにあたり、関係書類を紛失した為、同実施要綱第5条第3項の規定により申請いたします。

なお、支援要件審査のため、私の町税の納付状況について調査することに同意します。

記

1. 紛失書類 申請による運転免許証の取消通知書

2. 取消日 令和 年 月 日

以下担当者が記入

※ 1. 標記の内容について、事実相違ないことを確認しました。	
2. 標記の内容について、事実を確認できませんでした。	
確認先	長野原警察署交通課 氏名_____
確認者	草津町役場総務課 氏名_____ 印

草津町高齢者運転免許証自主返納支援事業交付決定通知

様

令和 年 月 日付で申請のあった草津町高齢者運転免許証自主返納支援事業交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

草津町長

印

記

1. 支援内容
- ・草津町で使用できる商品券（草津温泉感謝券）
【宿泊・飲食店・お土産店のみ】

_____円

- ・町内巡回バスで使用できる回数券

_____円

合計 _____円